

○農地法施行規則第29条（200㎡未満の農業施設用地への転用）届出書

チェック	必要書類	備考
	29条届出書（原本）	必須 ・自署の場合は押印不要です。 (本人確認書類の提示を求める場合があります。)
	申請地の 登記事項証明書（原本）	必須 ・全部事項証明書に限る。 ※登記情報提供サービスを利用して取得した登記事項証明書は添付できません。 (相続登記・分筆登記済のもので、申請日から3ヶ月以内のもの)
	位置図	必須 ・土地の地番を表示する図面 (都市計画図、住宅地図等)
	住民票（原本）	右記に該当の場合 ・市外在住、又は所有者の現住所が登記事項証明書と異なる場合。 (申請日から3ヶ月以内のもの)
	委任状（原本）	右記に該当の場合 ・申請を代行者が行う場合。
	同意書	必須 ・申請地の地区の農業土木指導員と農業委員が署名押印したもの。
	隣地承諾書	右記に該当の場合 ・申請地の隣接地に農地がある場合。

【工事完了後】

工事完了後には、「工事完了報告書」を提出してもらう必要があります。
工事前・中・後の写真を添付し、農業委員会事務局へ提出してください。